

相続開始後の賃料収入等

相続分に応じ分割、取得

相続開始から遺産分割までの間に、遺産である不動産から得られる賃料、株式の配当金、貸金の利息など果実（民法88条）が発生することがあります。



これらは、相続開始時に被相続人の財産を構成するものではないので、正確な意味での遺産とはいえませんが、現実には遺産分割協議の場面でその帰属が問題となります。

遺産の分割は相続開始の時にさかのぼって効力を生ずる（同909条）ことからすると、果実を生じた元となる遺産を遺産分割により取得した相続人がその果実を取得すると考えることができます。

他方、遺産は相続開始時に存在していた相続財産に限定される（同896条）ことからすると、相続開始後遺産分割前に生じた果実は遺産とは異なり、各相続人がその相続分に応じて取得する共有財産であるとの考え方が成り立ちます。

共同相続人間で相続開始後遺産分割前に遺産である賃貸不動産から生じた賃料債権の帰属が争われた事案について、最高裁は「遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるものであるが、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響をうけないものというべきである」との判断を示しました（最高裁平成17・9・8）。

この判決は相続開始後遺産分割前に遺産から生ずる金銭債権などの可分債権（株式配当請求権等）にもそのまま妥当するものです。

もっとも、前記の最高裁判決は、共同相続人全員の合意で遺産からの果実を遺産分割の対象に含めることを否定するものではないと解されます。実務上、共同相続人全員の合意があれば、相続開始後遺産分割前に生じた賃料等を遺産分割の対象として、遺産分割時に清算するという処理や、相続不動産を取得する一部の共同相続人が取得するといった処理も可能とされています。